



～相続争いを残しやすい人～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



遺産相続において相続人同士が争うのには様々な原因が考えられますが、財産を遺す人にもある程度の原因があると考えられます。「揉め事」を残しやすい人の特徴についてご説明いたします。

■うちの子供たち（家族）は大丈夫だと思っている人

「自分の子どもたちはお互い仲がいいから」、「相続で揉めるほど財産はないから」と考えている場合は注意が必要です。相続人の金銭的、経済的な状況はそれぞれ異なります。それぞれの相続人に「とりまき」がいることも忘れてはいけません。子どもの配偶者から「あなたが受け取る財産はどうしてお兄さんより少ないの？」といった指摘や、相続に詳しい友人・知人からアドバイス受けているなど遺産分割がまとまらないこともあります。以前のように長男が財産の大半を相続する時代ではありませんので、財産を遺す側が生前に分割方法を考えておく必要があります。

■自分流で遺言書を書いてしまう人

生前に遺言書を作成するケースにおいて、「自筆証書遺言」を作成する場合には注意が必要です。たとえば「自宅は長男に相続させる」という記載があっても、他の財産についての記載がなければ、不完全な遺言書であり、相続人はあらためて遺産分割協議を行わなければなりません。また、日付けや署名の記載もれ、捺印もれの場合等は遺言書が無効となってしまいます。「公正証書遺言」を作成すれば、遺言書が無効となるリスクを軽減することができます。

■何も対策を考えない人

「自分の死後のことなんて考えたくない」、「まだ元気だからそのうち考える」という場合にも、相続人が争う火種を残すことになるといえます。今は元気でも万が一認知症になってしまった場合には、遺産分割の話し合いができなくなるだけではなく、遺言書の作成や生前贈与など、相続について自身の意思が伝えられなくなります。元気なうちに、万が一のことを考え、早めに遺産分割についての方策を考える必要があります。

相続対策は、「遺産分割対策」「相続税の節税対策」「納税資金対策」をバランスよく行なうことが大切です。特に遺産分割で争わないための「遺産分割対策」が最も重要になってきます。たとえ財産を多く遺したとしても、それが原因で家族が争うことになってしまっては、本当の相続対策が行えたとは言えません。「揉めない対策」ができるだけ早く考えることが大切です。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp